

商品概要説明書

< JAにしたまベジタブル定期貯金2020 >

(令和2年8月3日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金<単利型> 愛称:「JAにしたまベジタブル定期貯金2020」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年(自動継続式)
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年8月3日(月)～令和2年12月30日(水) 取扱期間中であっても募集口数10,000口に達した際には、お取扱いを終了させていただきます。
募集口数	<ul style="list-style-type: none"> 10,000口限定
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の定期貯金の利率は、継続時の1年スーパー定期貯金の店頭表示金利とします。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭に表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 契約期間1年の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：0 4 2 - 5 5 4 - 7 1 0 0）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="454 448 1441 712"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利等の変動により、取扱いを中止する場合があります。 ・ 一定額以上のご利用には組合員加入をお願いする場合があります。 ・ 1口を10万円単位とし、お1人様50口（500万円）までの上限といたします。 ・ 預入金額10万円毎に、西多摩農協管内の直売所でご利用できる100円分のクーポン券を交付いたします。 ・ クーポン券のご利用は、管内で生産された農畜産物の購入に限ります。 ・ 未利用のクーポン残金の現金でのお支払いはいたしません。 ・ クーポン券は令和3年2月26日（金）までの使用期限付きとなります。 ・ 当商品は事業分量配当金の対象になりません。 <p>《クーポン券が利用できる管内直売所》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自然派やさしい直売所 ベジ・ベジ 羽村市五ノ神1-1-5 ②羽村市農産物直売所 羽村市羽加美1-32-1 ③ J A にしたま福生支店直売所 福生市本町16 ④瑞穂町農畜産物直売所 ふれっしゅはうす 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎612-1 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A にしたま